

# 税

税のお知らせ

■問い合わせ先  
税務課 ☎(40)5554

## 平成26年度固定資産税・都市計画税及び軽自動車税納税通知書について

◎平成26年度固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月14日(水)に発送します。

また、課税明細書を同封します。で、課税物件に誤りがないかご確認ください。なお、所有物件数(土地の筆数、家屋の棟数)が16件を超える方には、納税通知書とは別に課税明細書を送付します。

◎平成26年度固定資産税・都市計画税の全期前納分と第1期分の納期限は6月2日(月)です。



◎平成26年度軽自動車税の納税通知書は5月14日(水)に発送します。  
◎平成26年度軽自動車税の納期限は、6月2日(月)です。

■口座振替を依頼されている方は、振替日の前日までに預金残高の確認をお願いします。  
■コンビニエンスストアで納付可能です。  
ただし、納期限を過ぎたものや納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるものについてはお取り扱いできません。

### 軽自動車税の減免申請について

#### ◎減免対象軽自動車

- ・身体障がい者、精神障がい者が自ら使用する軽自動車
- ・身体障がい者、精神障がい者のために生計を一にする方が使用する軽自動車

・構造が身体障がい者等の利用に供するものである軽自動車

※普通自動車も所有している方で減免を受けている場合は、軽自動車で減免することはできません。

※軽自動車の減免を新規で申請される方は、納期限(6月2日)の7日前までに税務課での申請が必要です。  
◎持参していただく物  
身体障がい者手帳、療育手帳また

は精神障がい者保健福祉手帳、運転する人の免許証、車検証のコピー、平成26年度軽自動車税納税通知書、印鑑

#### ◎申請期間

5月15日(木)～26日(月)

(土・日を除く)

#### ◎申請場所

下野市役所国分寺庁舎1階

税務課

※申請書は、税務課に備えてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

### 間もなく車検を受ける軽自動車税を口座振替されている方へお願い

車検のある軽自動車税を口座振替されている方への車検用納税証明書は、毎年6月20日頃となります。車検は、車検有効期限の1か月前から受けることができますので、車検有効期限が平成26年6月2日から20日頃の場合は、平成25年度の車検用納税証明書(証明書の有効期限平成26年6月1日)で6月1日までに車検の継続申請をしてください。

なお、窓口で交付する平成26年度車検用納税証明書(証明書の有効期限平成27年5月31日)は、金融機関からの収税処理が確認され次第、各庁舎市民課窓口にて申請により無料で発行することができます。

## 税の納付は

### お忘れなく

市税等の納付は  
口座振替が便利

納期を忘れたり、納付のたびに金融機関に向く必要がないので、たいへん便利です。

左記取扱い金融機関窓口でお申し込みください。

- ・ 足利銀行
- ・ 栃木銀行
- ・ ゆうちょ銀行
- ・ 宇都宮農業協同組合
- ・ 小山農業協同組合
- ・ 足利小山信用金庫
- ・ 三井住友銀行(介護保険料、後期高齢者医療保険料を除く)

